

議案第 33 号

栗山町企業立地促進条例の一部を改正する条例

栗山町企業立地促進条例（平成 12 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

栗山町企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 (施行期日等) 1 略 (経過措置) 2 この条例は、<u>平成27年 3 月 31日</u>に効力を失う。ただし、この条例失効前に適用を受けたものについては、なお従前の例による。	附 則 (施行期日等) 1 略 (経過措置) 2 この条例は、<u>平成32年 3 月 31日</u>に効力を失う。ただし、この条例失効前に適用を受けたものについては、なお従前の例による。